

平成 20 年 2 月 18 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区赤坂二丁目 17 番 22 号
フロンティア不動産投資法人
代表者名 執行役員 西方 俊 平
(コード番号：8964)

資産運用会社名

フロンティア・リート・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 戸 谷 真 一
問合せ先 財務部長 前 田 泉
TEL. 03-3588-1440

規約一部変更及び役員選任等に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記内容の規約一部変更案及び役員選任案並びに資産運用委託契約一部変更承認案を、平成20年3月25日に開催される本投資法人の第2回投資主総会に下記のとおり付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更の主な内容及び理由について

- (1) 会社法、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の各法律が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）その他投資法人に関わる法令等が整備・改正されたことに伴い、規約の全般に亘り必要な字句の修正等、所要の変更を行うものです。
- (2) 「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行による投信法の改正に伴い、投資法人による短期投資法人債の発行が可能とされたことから、本投資法人の機動的な資金調達を可能とするため、規定の変更を行うものです。
- (3) 平成 19 年度税制改正に伴い、特定目的会社の優先出資証券の取得に係る投資法人の導管性要件の特例が廃止されたため、関連する規約記載事項の削除等を行うものです。
- (4) その他、必要な規定の加除、字句の修正、表現の統一を行うものです。

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 1 条 (商号)</p> <p><u>本規約で設立する投資法人は</u>、フロンティア不動産投資法人(以下「本投資法人」という。)と称し、英文では Frontier Real Estate Investment Corporation と表示する。</p>	<p>第 1 条 (商号)</p> <p><u>本投資法人は</u>、フロンティア不動産投資法人と称し、英文では Frontier Real Estate Investment Corporation と表示する。</p>

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p>第2条（目的） 本投資法人は、「<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>」(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「<u>投信法</u>」という。)に基づき、<u>投資法人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。)</u>に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第3条（本店の所在する場所） (省略)</p> <p>第4条（公告の方法） 本投資法人の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第5条（発行する投資口の総口数） 1. <u>本投資法人の発行する投資口の総口数は、200万口とする。</u> 2. (省略) 3. <u>本投資法人は、第1項の投資口数の範囲内において、役員会の承認を得て投資口の追加発行ができるものとする。当該投資口の追加発行における1口当たりの発行価額は、本投資法人に属する資産(以下「<u>運用資産</u>」という。)の内容に照らし公正な価額として役員会で決定した価額とする。</u></p> <p>第6条（投資口の取扱に関する事項） 本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資口の名義書換(証券保管振替制度による実質投資主(以下「<u>実質投資主</u>」という。)に関する名簿(以下「<u>実質投資主名簿</u>」という。)への記載又は記録を含む。以下同じ。)</u>、<u>質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</u></p> <p>第9条（招集） 1. <u>本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都各区内として、2年に1回以上開催する。</u> 2. <u>投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会</u></p>	<p>第2条（目的） 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「<u>投信法</u>」という。)に基づき、<u>投資法人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に規定する特定資産をいう。以下同じ。)</u>に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第3条（本店の所在地） (現行のとおり)</p> <p>第4条（公告方法） 本投資法人の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第5条（発行可能投資口総口数） 1. <u>本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とする。</u> 2. (現行のとおり) 3. <u>本投資法人は、第1項の発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得てその発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)</u>1口当たりの<u>払込金額は、本投資法人の保有する資産(以下「<u>運用資産</u>」という。)の内容に照らし公正な金額として役員会で決定した金額とする。</u></p> <p>第6条（投資口の取扱に関する事項） 本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資主名簿(証券保管振替制度による実質投資主(以下「<u>実質投資主</u>」という。)に関する名簿(以下「<u>実質投資主名簿</u>」という。)を含む。以下同じ。)</u>への記載又は記録、<u>投資証券の再発行その他の手続及びその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定めるところによる。</u></p> <p>第9条（招集） 1. <u>本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都各区内として、原則として2年に1回以上開催する。</u> 2. <u>投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会</u></p>
--	--

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p>において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p>	<p>において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p>
<p>第11条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合の他、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行う。</p>	<p>第11条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>第12条（議決権の代理行使） 1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項において当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。</p>	<p>第12条（議決権の代理行使） 1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 前項の場合において、当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。</p>
<p>第13条（書面による議決権の行使） 1. <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。</u> (新設) 2. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第13条（書面又は電磁的方法による議決権の行使） 1. <u>書面による議決権の行使は、議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</u> 2. <u>電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</u> 3. <u>前2項に基づき、書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p>
<p>第14条（みなし賛成） 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。 2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第14条（みなし賛成） 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>
<p>第15条（基準日） 1. 投資主総会において権利を行使すべき投</p>	<p>第15条（基準日） 1. 投資主総会において権利を行使すべき投</p>

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p> 資主は、第 36 条に定める各決算期から 3 ヶ月以内に開催する投資主総会については、当該決算期の最終の投資主名簿（<u>実質投資主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載又は記録された投資主とする。 </p> <p> 2. 前項にかかわらず、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者としてすることができる。 </p> <p> 第 16 条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。 </p> <p> 第 4 章 執行役員、監督役員及び役員会 </p> <p> 第 17 条（執行役員及び監督役員の員数並びに役員会の構成） 本投資法人の執行役員は 1 名以上、監督役員は 2 名以上（ただし、執行役員の数に 1 を加えた数以上とする。）とし、<u>執行役員と監督役員</u>は役員会を構成する。 </p> <p> 第 18 条（執行役員及び監督役員の選任及び任期） 1. <u>執行役員及び監督役員</u>は、投資主総会の決議をもって選任する。 2. <u>執行役員及び監督役員</u>の任期は、<u>就任後 2 年</u>とする。ただし、補欠又は増員のために選任された<u>執行役員又は監督役員</u>の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。 </p> <p> 第 19 条（執行役員及び監督役員の報酬の支払基準） 本投資法人の<u>執行役員及び監督役員</u>の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。 (1) （省略） (2) （省略） </p> <p> 第 20 条（執行役員及び監督役員の賠償責任の免除） </p>	<p> 資主は、第 36 条に定める各決算期から 3 ヶ月以内に開催する投資主総会については、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。 </p> <p> 2. 前項にかかわらず、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者としてすることができる。 </p> <p> 第 16 条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果<u>その他の法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成する。 </p> <p> 第 4 章 役員及び役員会 </p> <p> 第 17 条（役員の員数及び役員会の構成） 本投資法人の執行役員は 1 名以上、監督役員は 2 名以上（ただし、執行役員の数に 1 を加えた数以上とする。）とし、<u>役員（執行役員及び監督役員をいう。以下同じ。）</u>は役員会を構成する。 </p> <p> 第 18 条（役員の選任及び任期） 1. <u>役員</u>は、投資主総会の決議によって選任する。 2. <u>役員</u>の任期は、<u>選任後 2 年</u>とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された<u>役員</u>の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。 </p> <p> 第 19 条（役員の報酬の支払基準） 本投資法人の<u>役員</u>の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。 (1) （現行のとおり） (2) （現行のとおり） </p> <p> 第 20 条（役員の賠償責任の免除） </p>
---	--

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p>本投資法人は、<u>執行役員又は監督役員による法令又は規約に違反する行為に関する責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p>	<p>本投資法人は、<u>投信法第 115 条の 6 第 1 項に定める役員</u>の責任について、<u>当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令で定める限度において、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p>
<p>(1) <u>役員会の決議の日の属する営業期間（第 36 条に定める営業期間をいう。以下同じ。）又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行上の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（本条（2）に定めるものを除く。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の 4 年分に相当する額</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(2) <u>当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に 4 を乗じた額とのいずれか低い額</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 21 条（招集及び議長）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合の<u>他</u>、執行役員が 1 名の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 名以上の場合には役員会において予め定めた順序に従い執行役員の 1 名がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 役員会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに、執行役員及び監督役員の全員</u>に対して発するものとする。ただし、<u>執行役員及び監督役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮又は招集手続を省略することができる。</u></p>	<p>第 21 条（招集及び議長）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、執行役員が 1 名の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 名以上の場合には役員会において予め定めた順序に従い執行役員の 1 名がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 役員会の招集通知は、<u>役員会の日</u>の 3 日前までに、<u>役員</u>の全員に対して発するものとする。ただし、<u>役員</u>の全員の同意を得て、招集期間を短縮又は招集手続を省略することができる。</p>
<p>第 22 条（決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>その構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決をもって行う。</u></p>	<p>第 22 条（決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>第 23 条（役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した<u>執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</u></p>	<p>第 23 条（役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果<u>その他の法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成し、出席した<u>役員がこれに署名又は記名押印する。</u></p>

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p>第 24 条（役員会規則） 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるものの<u>他</u>、役員会において定める役員会規則による。</p> <p>第 25 条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会において選任する。</p> <p>第 26 条（会計監査人の任期） 1. （省略） 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、<u>その投資主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第 28 条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等（第 30 条第 2 項に定める資産をいう。第 29 条第 5 項における「不動産等」を除き、以下同じ。）及び不動産対応証券（第 30 条第 3 項に定める資産をいう。以下同じ。）等の特定資産に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</p> <p>第 29 条（投資態度） 1. ~ 4. （省略） 5. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含む。）第 67 条の 15 第 9 項に規定する不動産等の価額の割合として財務省令で定める割合が 100 分の 75 以上となるようにその資産を運用するものとする。</u></p> <p>第 30 条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲） 1. （省略） 2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。 (1) ~ (3) （省略） (4) 不動産、<u>土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含むが、有価証券に該当するものを除く。）</u> (5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価</u></p>	<p>第 24 条（役員会規則） 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるものの<u>ほか</u>、役員会において定める役員会規則による。</p> <p>第 25 条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会の<u>決議によって</u>選任する。</p> <p>第 26 条（会計監査人の任期） 1. （現行のとおり） 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議が<u>されなかった</u>ときは、<u>当該投資主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第 28 条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等（第 30 条第 2 項に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（第 30 条第 3 項に定める資産をいう。以下同じ。）等の特定資産に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</p> <p>第 29 条（投資態度） 1. ~ 4. （現行のとおり） （削除）</p> <p>第 30 条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲） 1. （現行のとおり） 2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。 (1) ~ (3) （現行のとおり） (4) 不動産、<u>不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含む。）</u> (5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p>
--	---

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p><u>証券に該当するものを除く。)</u></p> <p>(6) 当事者の一方が相手方の行う<u>不動産又は不動産の賃借権及び地上権のみの資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分</u>(以下「<u>不動産に関する匿名組合出資持分</u>」という。)</p> <p>(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権<u>(有価証券に該当するものを除く。)</u></p> <p>3. <u>不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含む。以下「<u>資産流動化法</u>」という。)第2条第9項に定める<u>優先出資証券</u>をいう。)</u></p> <p>(2) <u>受益証券(投信法第2条第12項に定める<u>受益証券</u>をいう。)</u></p> <p>(3) <u>投資証券(投信法第2条第22項に定める<u>投資証券</u>をいう。)</u></p> <p>(4) <u>特定目的信託の受益証券(資産流動化法第2条第15項に定める<u>特定目的信託の受益証券</u>(前項(4)(5)又は(7)に掲げる資産に該当するものを除く。)をいう。)</u></p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の<u>他</u>、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>国債証券</u></p> <p>(4) <u>地方債証券</u></p> <p>(5) <u>特別の法律により法人の発行する債券(証券取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)第2条第1項第3号で定めるものをいう。)</u></p> <p>(6) <u>譲渡性預金証書</u> (新設)</p> <p>(7) <u>コマーシャル・ペーパー</u></p>	<p>(6) 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「<u>不動産に関する匿名組合出資持分</u>」という。)</p> <p>(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>3. <u>不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含む。)(以下「<u>資産流動化法</u>」という。)第2条第9項に定めるものをいう。)</u></p> <p>(2) <u>受益証券(投信法第2条第7項に定めるものをいう。)</u></p> <p>(3) <u>投資証券(投信法第2条第15項に定めるものをいう。)</u></p> <p>(4) <u>特定目的信託の受益証券(資産流動化法第2条第15項に定めるもの(前項(4)(5)又は(7)に掲げる資産に該当するものを除く。))をいう。)</u></p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の<u>ほか</u>、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>譲渡性預金証書</u></p> <p>(4) <u>有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。)(以下「<u>投信法施行令</u>」という。)第3条第1号に定めるもの(ただし、前2項及び本項で別途明示されている資産を除く。)をいう。)</u> (削除)</p>
--	---

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p>(8) <u>資産流動化法に規定する特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいう。)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(9) <u>貸付債権信託の受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいう。)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(10) <u>金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。)第3条第11号に定めるもの(ただし、預金及びコール・ローンを除く。))をいう。)</u></p>	<p>(5) <u>金銭債権(投信法施行令第3条第7号に定めるもの(ただし、本項(1)乃至(4)に掲げる資産を除く。))をいう。)</u></p>
<p>(11) <u>信託財産を本項(1)乃至(10)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</u></p>	<p>(6) <u>信託財産を本項(1)乃至(5)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p>
<p>(12) <u>金融デリバティブ取引に関する権利(投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。)</u></p>	<p>(7) <u>デリバティブ取引に関する権利(投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。)</u></p>
<p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産(不動産等への投資に付随するものに限る。)に投資することができる。</p>	<p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産(不動産等への投資に付随するものに限る。)に投資することができる。</p>
<p>(1) <u>商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。)</u>に規定する商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権</p>	<p>(1) <u>商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。)</u>第18条第1項に規定する商標権又は同法第30条第1項に規定する専用使用権若しくは同法第31条第1項に規定する通常使用権</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (現行のとおり)</p>
<p>(3) <u>信託財産を本項(1)及び(2)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</u></p>	<p>(3) <u>信託財産を本項(1)及び(2)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(4) <u>その他不動産等への投資に付随して取得が必要となる資産</u></p>
<p>6. <u>本投資法人は、前4項に定める資産の他、本投資法人の発行する投資証券が上場する証券取引所が定める規程において、投資法人の投資対象として認められる資産に投資することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条(投資制限)</p>	<p>第31条(投資制限)</p>
<p>1. (省略)</p>	<p>1. (現行のとおり)</p>
<p>2. 本投資法人は、前条第4項(12)に掲げる金融デリバティブ取引に関する権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p>	<p>2. 本投資法人は、前条第4項(7)に掲げるデリバティブ取引に関する権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p>
<p>3.~4. (省略)</p>	<p>3.~4. (現行のとおり)</p>

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

第 34 条（資産評価の方法、基準及び基準日）

1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。

(1)（省略）

(2) 第 30 条第 2 項(4)に定める不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権

信託財産が本項(1)に掲げる資産の場合は本項(1)に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。

(3) 第 30 条第 2 項(5)に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

信託財産の構成資産が本項(1)に掲げる資産の場合は、本項(1)に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。

(4) 第 30 条第 2 項(6)に定める不動産に関する匿名組合出資持分

匿名組合出資持分の構成資産が本項(1)乃至(3)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。

(5) 第 30 条第 2 項(7)に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

信託財産である匿名組合出資持分について本項(4)に従った評価を行い、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定

第 34 条（資産評価の方法、基準及び基準日）

1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。

(1)（現行のとおり）

(2) 第 30 条第 2 項(4)に定める不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権

信託財産が本項(1)に掲げる資産の場合は本項(1)に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。

(3) 第 30 条第 2 項(5)に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

信託財産の構成資産が本項(1)に掲げる資産の場合は、本項(1)に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。

(4) 第 30 条第 2 項(6)に定める不動産に関する匿名組合出資持分

匿名組合出資持分の構成資産が本項(1)乃至(3)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。

(5) 第 30 条第 2 項(7)に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

信託財産である匿名組合出資持分について本項(4)に従った評価を行い、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定

<p>した価額により評価する。</p> <p>(6) 第 30 条第 3 項及び第 30 条第 4 項(3)乃至(9)に定める有価証券 (省略)</p> <p>(7) 第 30 条第 4 項(10)に定める金銭債権 (省略)</p> <p>(8) 第 30 条第 4 項(11)に定める金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、本項(1)乃至(7)、(9)及び(10)に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(9) 第 30 条第 4 項(12)に定める金融デリバティブ取引に関する権利 (省略) (省略) (新設)</p> <p>(10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 不動産、地上権又は土地の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が本項(1)に掲げる資産については本項(1)に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資</p>	<p>した価額により評価する。</p> <p>(6) 第 30 条第 3 項及び第 30 条第 4 項(4)に定める有価証券 (現行のとおり)</p> <p>(7) 第 30 条第 4 項(5)に定める金銭債権 (現行のとおり)</p> <p>(8) 第 30 条第 4 項(6)に定める金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、本項(1)乃至(7)及び(10)に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(9) 第 30 条第 4 項(7)に定めるデリバティブ取引に関する権利 (現行のとおり) (現行のとおり) 上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとする。</p> <p>(10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が本項(1)に掲げる資産については本項(1)に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資</p>
--	---

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p>持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、第 36 条に定める各決算期とする。ただし、第 30 条第 3 項及び第 4 項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</p> <p>第 35 条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、<u>証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</u></p> <p>2. 前項に係る借入れ及び投資法人債により<u>收受した金銭の用途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等とする。</u></p> <p>3.～4. （省略）</p>	<p>持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、第 36 条に定める各決算期とする。ただし、第 30 条第 3 項、<u>第 4 項及び第 5 項（4）</u>に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</p> <p>第 35 条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。以下同じ。</u>）の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、<u>金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家（<u>租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号。その後の改正を含む。）第 22 条の 19 第 1 項で定めるものに限る。</u>）からの借入れに限るものとする。</u></p> <p>2. 前項に係る借入れ及び投資法人債により<u>調達した金銭の用途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等とする。ただし、短期投資法人債の発行により調達した資金の用途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。</u></p> <p>3.～4. （現行のとおり）</p>
<p>第 37 条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法第 136 条第 1 項に定める利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとする。</u></p> <p>分配金額は、原則として租税特別措置法</p>	<p>第 37 条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される<u>利益（<u>貸借対照表（投信法第 131 条第 2 項の承認を受けたものに限る。以下同じ。）上の純資産から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。以下同じ。</u>）とする。</u></p> <p>分配金額は、原則として租税特別措置法</p>

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p>第 67 条の 15 第 1 項に規定する本投資法人の配当可能所得の金額の 100 分の 90 に相当する金額を超えて<u>分配するものとする。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から 3 か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>第 38 条(<u>投資信託委託業者に対する資産運用報酬</u>) 本投資法人が資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>(以下「<u>投資信託委託業者</u>」という。)に支払う資産運用報酬の額及び支払いに関する基準は、本規約の一部を構成する別紙 1 に定めるとおりとする。</p> <p>第 39 条(<u>業務及び事務の委託</u>)</p> <p>1. 本投資法人は、投信法第 198 条及び第 208 条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>投資信託委託業者</u>に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第 111 条に定める事務(以下「<u>一般事務</u>」という。)については第三者に委託する。</p> <p>3. <u>本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、投資法人債の名義書換に関する事務、投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成 12 年総理府令第 129 号。その後の改正を含む。)第 124 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に定める各事務のことをいう。)</u>は、適宜、役員会が定める一般事務受託会社に対し、当該各事務を委託することとする。</p>	<p>(昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含む。)第 67 条の 15 第 1 項に規定する本投資法人の配当可能所得の金額の 100 分の 90 に相当する金額を超えて<u>本投資法人が決定する金額とする。</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から 3 か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>第 38 条(<u>資産運用会社に対する資産運用報酬</u>) 本投資法人が資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>(以下「<u>資産運用会社</u>」という。)に支払う資産運用報酬の額及び支払いに関する基準は、本規約の一部を構成する別紙 1 に定めるとおりとする。</p> <p>第 39 条(<u>業務及び事務の委託</u>)</p> <p>1. 本投資法人は、投信法第 198 条及び第 208 条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>資産運用会社</u>に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第 117 条により第三者に委託しなければならないとされる事務については、第三者に委託する。</p> <p>(削除)</p>
--	---

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

別紙 1	別紙 1
投資信託委託者に対する資産運用報酬	資産運用会社に対する資産運用報酬
<p>本投資法人が保有する資産の運用を委託する投資信託委託業者(以下「投資信託委託業者」という。)に支払う報酬の金額、計算方法及び支払日はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>運用報酬 各営業期間毎に、本投資法人の総資産額(注1)に年率(注2)0.3%を乗じた額を上限とする金額を当該営業期間中に支払い、また償却前営業利益(注3)に2%を乗じた額を上限とする金額を関連する営業期間に係る決算期以後3か月以内に支払うものとする。</p> <p>(注1)「総資産額」とは、本投資法人の関連する営業期間の直前の決算期付の貸借対照表(投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額をいう。</p> <p>(注2) (省略)</p> <p>(注3) (省略)</p> <p>取得報酬 本投資法人が取得する不動産等の売買代金(なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。)に0.5%(ただし、投資信託委託業者の利害関係人取引規程に定める利害関係人等との売買は0.25%)を乗じた額を上限とする金額を取得日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p> <p>譲渡報酬 本投資法人が譲渡する不動産等の譲渡代金(なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。)に0.5%(ただし、投資信託委託業者の利害関係人取引規程に定めるに定める利害関係人等との売買は0.25%)を乗じた額を上限とする金額を譲渡日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p>	<p>資産運用会社に支払う報酬の金額、計算方法及び支払日はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>運用報酬 各営業期間毎に、本投資法人の総資産額(注1)に年率(注2)0.3%を乗じた額を上限とする金額を当該営業期間中に支払い、また償却前営業利益(注3)に2%を乗じた額を上限とする金額を関連する営業期間に係る決算期以後3か月以内に支払うものとする。</p> <p>(注1)「総資産額」とは、本投資法人の関連する営業期間の直前の決算期付の貸借対照表に記載された総資産額をいう。</p> <p>(注2) (現行のとおり)</p> <p>(注3) (現行のとおり)</p> <p>取得報酬 本投資法人が取得する不動産等の売買代金(なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。)に0.5%(ただし、資産運用会社の利害関係人等取引規程に定める利害関係人等との売買は0.25%)を乗じた額を上限とする金額を取得日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p> <p>譲渡報酬 本投資法人が譲渡する不動産等の譲渡代金(なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。)に0.5%(ただし、資産運用会社の利害関係人等取引規程に定める利害関係人等との売買は0.25%)を乗じた額を上限とする金額を譲渡日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p>

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

2. 資産運用委託契約一部変更の主な内容及び理由について

- (1) 本投資法人と本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるフロンティア・リート・マネジメント株式会社(注)が平成 16 年 5 月 12 日に締結した資産運用委託契約(その後の変更等を含む。)について、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の各法律が施行され、投信法その他投資法人に関わる法令等が整備・改正されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものです。
- (2) 東京証券取引所の定める不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例について、その内容が有価証券上場規程に組み込まれ廃止されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものです。
- (3) 第 1 号議案記載の規約の一部変更に伴い、資産運用の対象の変更その他、字句の修正を行うとともに、条文の整備等のために所要の変更を行うものです。
- (4) なお、本議案の決議につきましては、第 1 号議案の規約の一部変更が承認可決されることを条件とします。

(注)同社は、平成 20 年 3 月 24 日に三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社に商号変更を行う予定です。

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 契 約	変 更 案
<p>第 1 条 (目的) 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。)に従い、委託者の資産の運用に係る業務及びそれに関連し又は付随する業務(以下「委託業務」という。)を、本契約に定めるところに従い、運用会社に委託し、運用会社はこれを受託する。</p> <p>第 4 条 (資金調達業務) 1. 運用会社は、委託者が行う投資口の追加発行、投資法人債の発行、借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為(以下、これらを併せて「資金調達」という。)に関し、委託者のために必要な業務を行うものとする。</p> <p>2. ~ 5. (省略)</p> <p>第 9 条 (委託者による契約の解約) 1. 第 7 条の規定にかかわらず、委託者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、役員会の決議により、本契約を解約することができる。 (1) (省略) (2) (省略) (3) 運用会社につき、支払停止、破産宣告、再生手続開始、更生手続開始、<u>会社整理開始</u>又は特別清算開始の申立、手形交換所における取引停止処分、重要な財産に対する</p>	<p>第 1 条 (目的) 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、委託者の資産の運用に係る業務及びそれに関連し又は付随する業務(以下「委託業務」という。)を、本契約に定めるところに従い、運用会社に委託し、運用会社はこれを受託する。</p> <p>第 4 条 (資金調達業務) 1. 運用会社は、委託者が行う投資口を<u>引き受ける者の募集</u>、投資法人債(短期投資法人債を含む。)の発行、借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為(以下、これらを併せて「資金調達」という。)に関し、委託者のために必要な業務を行うものとする。</p> <p>2. ~ 5. (現行のとおり)</p> <p>第 9 条 (委託者による契約の解約) 1. 第 7 条の規定にかかわらず、委託者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、役員会の決議により、本契約を解約することができる。 (1) (現行のとおり) (2) (現行のとおり) (3) 運用会社につき、支払停止、破産宣告、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立、手形交換所における取引停止処分、重要な財産に対する差押え命令の送</p>

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p>差押え命令の送達等の事由が発生した場合。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>2. 委託者は、運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解約する。</p> <p>(1) <u>投資信託委託業者</u>（<u>投信法に規定される。</u>）でなくなったとき。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>第19条 (通知)</p> <p>1. 本契約の各条項に基づき当事者がなすべき通知、報告、指示、承認、又はその他の連絡（日常的な報告は除く。）（以下総称して「通知」という。）は、すべて書面によるものとし、かつ、下記の住所宛てに(i)手交（受領書を受け取ること）、(ii)ファクシミリ通信（ただし、相手方による適切な受領確認が行われることを条件とする。）又は(iii)書留郵便若しくは配達証明つきで郵便料金が前払された郵便のいずれかで、当該通知を受領すべきものに対してなされた場合にのみ、適式に通知されたとみなされるものとする。ただし、各当事者は、相手方に対して本条の定めに従った通知を行うにより、住所の変更を行うことができるものとする。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>第20条 (守秘義務)</p> <p>1. 本契約の各当事者は、他方当事者の書面による事前の同意がない限り、第三者に対し、本契約の条項、本契約に基づく取引の内容、及び本契約に基づき又はこれに関連して他の当事者から受領した情報の一切（以下「秘密情報」という。）を開示又は漏洩してはならず、かつ、本契約上の目的以外の目的のために使用してはならない。ただし、以下の各号に定める開示はこの限りではない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 委託者が発行する投資証券及び投資法人債券に関連して、<u>証券取引法</u>、<u>投信法</u>、その他の法令又は規則に基づく開示</p> <p>(3) 委託者が発行する投資証券が<u>証券取引所</u>に上場されているときにおける、<u>証券取引所</u>の規則に基づく開示</p> <p>(4) <u>投資信託協会</u>の規則に基づく開示</p> <p>(5) ~ (8) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p>	<p>達等の事由が発生した場合。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>2. 委託者は、運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解約する。</p> <p>(1) <u>金融商品取引業者</u>（<u>金融商品取引法</u>（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に定める<u>投資運用業を行う者であり、かつ宅建業法第3条第1項の免許及び第50条の2第1項の認可を受けている者に限る。</u>）でなくなったとき。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>第19条 (通知)</p> <p>1. 本契約の各条項に基づき当事者がなすべき通知、報告、指示、承認、又はその他の連絡（日常的な報告は除く。）（以下総称して「通知」という。）は、すべて書面によるものとし、かつ、下記の住所宛てに(i)手交（受領書を受け取ること）、(ii)ファクシミリ通信（ただし、相手方による適切な受領確認が行われることを条件とする。）又は(iii)書留郵便若しくは配達証明つきで郵便料金が前払された郵便のいずれかで、当該通知を受領すべきものに対してなされた場合にのみ、適式に通知されたとみなされるものとする。ただし、各当事者は、相手方に対して本条の定めに従った通知を行うことにより、住所の変更を行うことができるものとする。</p> <p>(以下、現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>第20条 (守秘義務)</p> <p>1. 本契約の各当事者は、他方当事者の書面による事前の同意がない限り、第三者に対し、本契約の条項、本契約に基づく取引の内容、及び本契約に基づき又はこれに関連して他の当事者から受領した情報の一切（以下「秘密情報」という。）を開示又は漏洩してはならず、かつ、本契約上の目的以外の目的のために使用してはならない。ただし、以下の各号に定める開示はこの限りではない。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 委託者が発行する投資証券及び投資法人債券に関連して、<u>金融商品取引法</u>、<u>投信法</u>、その他の法令又は規則に基づく開示</p> <p>(3) 委託者が発行する投資証券が<u>金融商品取引所</u>に上場されているときにおける、<u>金融商品取引所</u>の規則に基づく開示</p> <p>(4) <u>社団法人投資信託協会</u>その他の<u>金融商品取引業協会</u>の規則に基づく開示</p> <p>(5) ~ (8) (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p>
--	---

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

第21条 (内部者取引)

1. (省略)
2. 前項に規定する禁止行為とは、役員等が、委託業務の遂行に関して、委託者の運営、業務、財産又は投資口に関する重要な事実(株式会社東京証券取引所の定める不動産信託投資証券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項第3号及び同条第2項に定める委託者又は運用会社に関する事実を含むがこれらに限られない。)であって、委託者に対する投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実(以下「重要事実」という。)を知った場合、当該重要事実の公表がなされる以前に、何人の名義又は計算を問わず、委託者の投資口にかかる売買その他の有償の譲渡し又は譲受けを行うことをいう。

第22条 (利害関係人等取引規程)

1. 運用会社は、投信法第34条の3第2項に定める利害関係人等(投信法第15条第2項第1号に定める利害関係人等をいい、以下「利害関係人等」という。)との取引制限、投信法第34条の6第2項に定める利害関係人等その他の者との取引に際しての書面交付義務その他の投信法に定める利益相反防止規定を遵守するものとし、かつ、これに加えて、利害関係人等又はこれに類する者との間の利益相反が生じるおそれのある一定の取引(以下「利益相反取引」という。)について、別途利害関係人等取引規程を定める。
2. (省略)
3. (省略)

(別紙1)

3 投資対象

- (1) (省略)
- (2) 不動産等とは、次に掲げるものをいう。
 - (a) ~ (c) (省略)
 - (d) 不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含むが、有価証券に該当するものを除く。)
 - (e) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)
 - (f) 当事者の一方が相手方の行う不動産又は不動産の賃借権及び地上権のみの資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。)
 - (g) 信託財産を主として不動産に関する匿名

第21条 (内部者取引)

1. (現行のとおり)
2. 前項に規定する禁止行為とは、役員等が、委託業務の遂行に関して、委託者の運営、業務、財産又は投資口に関する重要な事実(株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第1213条第2項第1号及び同条第3項に定める委託者又は運用会社に関する事実を含むがこれらに限られない。)であって、委託者に対する投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実(以下「重要事実」という。)を知った場合、当該重要事実の公表がなされる以前に、何人の名義又は計算を問わず、委託者の投資口にかかる売買その他の有償の譲渡し又は譲受けを行うことをいう。

第22条 (利害関係人等取引規程)

1. 運用会社は、金融商品取引法第42条の2及び第44条の3第1項に定める禁止行為等、投信法第203条第2項に定める利害関係人等(投信法第201条第1項に定める利害関係人等をいい、以下「利害関係人等」という。)その他の者との取引に際しての書面交付義務その他の金融商品取引法又は投信法に定める利益相反防止規定を遵守するものとし、かつ、これに加えて、利害関係人等又はこれに類する者との間の利益相反が生じるおそれのある一定の取引(以下「利益相反取引」という。)について、別途利害関係人等取引規程を定める。
2. (現行のとおり)
3. (現行のとおり)

(別紙1)

3 投資対象

- (1) (現行のとおり)
- (2) 不動産等とは、次に掲げるものをいう。
 - (a) ~ (c) (現行のとおり)
 - (d) 不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含む。)
 - (e) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
 - (f) 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。)
 - (g) 信託財産を主として不動産に関する匿名

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p>組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>）</p> <p>(3) 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>(a) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定める<u>優先出資証券</u>をいう。）</p> <p>(b) 受益証券（<u>投信法第2条第12項に定める受益証券</u>をいう。）</p> <p>(c) 投資証券（<u>投信法第2条第22項に定める投資証券</u>をいう。）</p> <p>(d) 特定目的信託の受益証券（<u>資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項（4）（5）又は（7）に掲げる資産に該当するものを除く。）</u>をいう。）</p> <p>(4) 本投資法人は、上記(2)及び(3)に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(a) （省略）</p> <p>(b) （省略）</p> <p>(c) <u>国債証券</u></p> <p>(d) <u>地方債証券</u></p> <p>(e) <u>特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第1項第3号で定めるものをいう。）</u></p> <p>(f) <u>譲渡性預金証書</u> （新設）</p> <p>(g) <u>コマーシャル・ペーパー</u></p> <p>(h) <u>資産流動化法に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいう。）</u></p> <p>(i) <u>貸付債権信託の受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいう。）</u></p> <p>(j) <u>金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第11号に定めるもの（ただし、<u>預金及びコール・ローン</u>を除く。）をいう。）</u></p> <p>(k) 信託財産を本項(a)乃至(j)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>）</p> <p>(l) <u>金融デリバティブ取引に関する権利（投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。）</u></p> <p>(5) 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p>	<p>組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(3) 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>(a) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。）以下「<u>資産流動化法</u>」という。）第2条第9項に定めるものをいう。）</p> <p>(b) 受益証券（<u>投信法第2条第7項に定めるものをいう。</u>）</p> <p>(c) 投資証券（<u>投信法第2条第15項に定めるものをいう。</u>）</p> <p>(d) 特定目的信託の受益証券（<u>資産流動化法第2条第15項に定めるもの（前項（d）（e）又は（g）に掲げる資産に該当するものを除く。）</u>をいう。）</p> <p>(4) 本投資法人は、上記(2)及び(3)に掲げる不動産等及び不動産対応証券のほかに、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(a) （現行のとおり）</p> <p>(b) （現行のとおり） （削除） （削除） （削除）</p> <p>(c) <u>譲渡性預金証書</u></p> <p>(d) <u>有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第1号に定めるもの（ただし、前2項及び本項で別途明示されている資産を除く。）をいう。）</u> （削除） （削除） （削除）</p> <p>(e) <u>金銭債権（投信法施行令第3条第7号に定めるもの（ただし、本項（a）乃至（d）に掲げる資産を除く。）をいう。）</u></p> <p>(f) 信託財産を本項(a)乃至(e)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(g) <u>デリバティブ取引に関する権利（投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。）</u></p> <p>(5) 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産（<u>不動産等への投資に付随する</u></p>
---	---

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p>(a) 商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。)に規定する商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権</p> <p>(b) (省略)</p> <p>(c) 信託財産を本項(a)及び(b)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>4 投資制限</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 本投資法人は、上記3(4)(1)に掲げる金融デリバティブ取引に関する権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙2)</p> <p>1 計算方法及び支払時期</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>報酬の種類</th> <th>計算方法及び支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用報酬1</td> <td> <p>委託者の資産総額に応じ、以下の計算式により求められた金額を上限とする。なお、「総資産額」とは、委託者の直前の営業期間の決算期の貸借対照表(投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額とし、当該営業期間内に投資信託委託業者に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】総資産額×年率0.3%(注1)</p> <p>(注1)1年を365日として、関連する委託者の営業期間の実日数による日割り計算(1円未満切捨て)</p> <p>上記に拘わらず、委託者の第1期の営業期間に限り、取得した各不動産等(信託受益権を含む。)の売買代金(なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得に係る費用を除く。)の合計額に年率0.3%(注2)を乗じた額とし、第1期の営業期間に係</p> </td> </tr> </tbody> </table>	報酬の種類	計算方法及び支払時期	運用報酬1	<p>委託者の資産総額に応じ、以下の計算式により求められた金額を上限とする。なお、「総資産額」とは、委託者の直前の営業期間の決算期の貸借対照表(投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額とし、当該営業期間内に投資信託委託業者に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】総資産額×年率0.3%(注1)</p> <p>(注1)1年を365日として、関連する委託者の営業期間の実日数による日割り計算(1円未満切捨て)</p> <p>上記に拘わらず、委託者の第1期の営業期間に限り、取得した各不動産等(信託受益権を含む。)の売買代金(なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得に係る費用を除く。)の合計額に年率0.3%(注2)を乗じた額とし、第1期の営業期間に係</p>	<p>ものに限る。)に投資することができる。</p> <p>(a) 商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。)第18条第1項に規定する商標権又は同法第30条第1項に規定する専用使用権若しくは同法第31条第1項に規定する通常使用権</p> <p>(b) (現行のとおり)</p> <p>(c) 信託財産を本項(a)及び(b)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(d) その他不動産等への投資に付随して取得が必要となる資産</p> <p>4 投資制限</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 本投資法人は、上記3(4)(g)に掲げるデリバティブ取引に関する権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p style="text-align: right;">(別紙2)</p> <p>1 計算方法及び支払時期</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>報酬の種類</th> <th>計算方法及び支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用報酬1</td> <td> <p>委託者の資産総額に応じ、以下の計算式により求められた金額を上限とする。なお、「総資産額」とは、委託者の直前の営業期間の決算期の貸借対照表(投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額とし、当該営業期間内に運用会社に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】総資産額×年率0.3%(注1)</p> <p>(注1)1年を365日として、関連する委託者の営業期間の実日数による日割り計算(1円未満切捨て)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	報酬の種類	計算方法及び支払時期	運用報酬1	<p>委託者の資産総額に応じ、以下の計算式により求められた金額を上限とする。なお、「総資産額」とは、委託者の直前の営業期間の決算期の貸借対照表(投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額とし、当該営業期間内に運用会社に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】総資産額×年率0.3%(注1)</p> <p>(注1)1年を365日として、関連する委託者の営業期間の実日数による日割り計算(1円未満切捨て)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
報酬の種類	計算方法及び支払時期								
運用報酬1	<p>委託者の資産総額に応じ、以下の計算式により求められた金額を上限とする。なお、「総資産額」とは、委託者の直前の営業期間の決算期の貸借対照表(投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額とし、当該営業期間内に投資信託委託業者に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】総資産額×年率0.3%(注1)</p> <p>(注1)1年を365日として、関連する委託者の営業期間の実日数による日割り計算(1円未満切捨て)</p> <p>上記に拘わらず、委託者の第1期の営業期間に限り、取得した各不動産等(信託受益権を含む。)の売買代金(なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得に係る費用を除く。)の合計額に年率0.3%(注2)を乗じた額とし、第1期の営業期間に係</p>								
報酬の種類	計算方法及び支払時期								
運用報酬1	<p>委託者の資産総額に応じ、以下の計算式により求められた金額を上限とする。なお、「総資産額」とは、委託者の直前の営業期間の決算期の貸借対照表(投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額とし、当該営業期間内に運用会社に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】総資産額×年率0.3%(注1)</p> <p>(注1)1年を365日として、関連する委託者の営業期間の実日数による日割り計算(1円未満切捨て)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>								

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p>運用報酬 2</p>	<p>る決算期後 3 か月以内に運用会社に対して支払うものとする。</p> <p>(注 2) 1 年を 365 日として、委託者が資産を取得した日(同日を含む。)から、第 1 期の委託者の営業期間の末日(同日を含む。)までの実日数による日割り計算(1 円未満切捨て)</p> <p>当該営業期間における投資法人の償却前営業利益に応じ以下の計算式より求められた金額を上限とする。なお、「償却前営業利益」とは、投資法人の当該営業期間における営業収益から当該営業期間における営業費用(減価償却費、運用報酬1、運用報酬2を除く。)を減じた金額とし、当該営業期間に係る決算期後3か月以内に投資信託委託業者に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】償却前営業利益 × 2%</p>		<p>運用報酬 2</p> <p>当該営業期間における委託者の償却前営業利益に応じ以下の計算式より求められた金額を上限とする。なお、「償却前営業利益」とは、委託者の当該営業期間における営業収益から当該営業期間における営業費用(減価償却費、運用報酬1、運用報酬2を除く。)を減じた金額とし、当該営業期間に係る決算期後3か月以内に運用会社に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】償却前営業利益 × 2%</p>
<p>取得報酬</p>	<p>委託者が不動産等を取得した場合、当該不動産等の取得代金に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額を上限とし、取得日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)の属する月の翌月末までに投資信託委託業者に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】当該不動産等の売買代金(なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。) × 0.5% (ただし、運用会社の利害関係人取引規程に定める利害関係人等との売買は 0.25%)</p>		<p>取得報酬</p> <p>委託者が不動産等を取得した場合、当該不動産等の取得代金に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額を上限とし、取得日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)の属する月の翌月末までに運用会社に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】当該不動産等の売買代金(なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。) × 0.5% (ただし、運用会社の利害関係人等取引規程に定める利害関係人等との売買は 0.25%)</p>
<p>譲渡報酬</p>	<p>委託者が不動産等を譲渡した場合、当該不動産等の譲渡代金(なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得に係る費用を除く。)に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額を上限とし、譲渡日(所</p>		<p>譲渡報酬</p> <p>委託者が不動産等を譲渡した場合、当該不動産等の譲渡代金(なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得に係る費用を除く。)に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額を上限とし、譲渡日(所</p>

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<p>有権移転等の権利移転の効果が発生した日)の属する月の翌月末までに<u>投資信託委託業者</u>に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】当該不動産等の譲渡代金(なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く)×0.5%(ただし、<u>運用会社の利害関係人取引規程</u>に定める利害関係人等との売買は0.25%)</p>	<p>有権移転等の権利移転の効果が発生した日)の属する月の翌月末までに<u>運用会社</u>に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】当該不動産等の譲渡代金(なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く)×0.5%(ただし、<u>運用会社の利害関係人等取引規程</u>に定める利害関係人等との売買は0.25%)</p>
--	---

3. 役員選任について

(1) 執行役員1名選任の件

執行役員西方俊平は、平成20年3月31日をもって任期満了となりますので、平成20年4月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第18条第2項の定めにより、就任する平成20年4月1日より2年とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成20年2月18日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	たかはし まこと 高橋 惇 (昭和9年12月10日)	昭和42年4月 三井不動産株式会社 不動産部鑑定課 昭和46年4月 むつ小川原開発株式会社 出向 業務課長 昭和54年4月 三井不動産株式会社 札幌支店長 昭和58年4月 同社 人事部長 昭和62年6月 同社 取締役 平成1年4月 同社 商業施設事業本部副本部長 平成3年6月 株式会社らぼーと 代表取締役社長 平成12年4月 同社 代表取締役会長 平成13年6月 同社 取締役会長 平成15年6月 三井不動産ビルマネジメント株式会社 取締役 平成16年5月 株式会社ポイント 監査役(非常勤) (現在に至る) 平成18年4月 日本商業施設ファンド投資法人 執行役員

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

(2) 監督役員2名選任の件

監督役員谷村憲一及び出口尚明の2名は、平成20年3月31日をもって任期満了となりますので、平成20年4月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

監督役員谷村憲一及び出口尚明の2名は、平成20年3月31日をもって任期満了となりますので、平成20年4月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

において、監督役員の任期は、現行規約第 18 条第 2 項の定めにより、就任する平成 20 年 4 月 1 日より 2 年とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
2	かたやなぎ こうじ 片柳 昂二 (昭和 19 年 7 月 23 日)	昭和 60 年 4 月 弁護士登録 (第二東京弁護士会所属) 平成 14 年 4 月 東京簡易裁判所・民事調停委員 (現在に至る) 平成 16 年 6 月 協同乳業株式会社 監査役 (非常勤) (現在に至る)
3	はた いちろう 秦 一郎 (昭和 32 年 7 月 9 日)	昭和 56 年 4 月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社 勤務 平成 1 年 10 月 朝日監査法人 (現あずさ監査法人) 勤務 平成 6 年 9 月 須貝信公認会計士税理士事務所 勤務 平成 9 年 4 月 公認会計士登録 平成 9 年 9 月 税理士登録 平成 13 年 4 月 秦一郎公認会計士税理士事務所 (現在に至る)

- ・ 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者は、本書の日付現在、日本商業施設ファンド投資法人の監督役員として当該投資法人の執行役員の執行全般を監督しておりますが、当該投資法人の解散の日 (平成 20 年 3 月 24 日を予定しています。)をもって、当該役職を辞任する予定です。

(3) 補欠執行役員 1 名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名の選任をお願いするものです。

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名の選任をお願いするものです。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成 20 年 2 月 18 日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
4	とたに しんいち 戸谷 眞一 (昭和 24 年 12 月 4 日)	昭和 48 年 4 月 日本専売公社 (現日本たばこ産業株式会社) 入社 平成 3 年 10 月 日本たばこ産業株式会社 仙台支店企画部長 平成 6 年 7 月 同社 資金部長 平成 7 年 7 月 同社 経理部長 平成 10 年 7 月 同社 不動産管理部長 平成 10 年 10 月 同社 不動産部長 平成 14 年 6 月 同社 執行役員 財務グループリーダー 平成 15 年 8 月 フロンティア・リート・マネジメント株式会社 代表取締役社長就任 (現在に至る)

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるフロンティア・リート・

ご注意:この文書は、本投資法人の規約一部変更及び役員選任等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

マネジメント株式会社の代表取締役社長です。

4. 投資主総会の日程について

平成20年2月18日 投資主総会提出議案の役員会承認

平成20年3月7日 第2回投資主総会招集ご通知発送（予定）

平成20年3月25日 第2回投資主総会開催（予定）

以上

* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のウェブサイト：<http://www.frontier-reit.co.jp/>